



Title	国語と普通話：政策としての文字改革
Author(s)	宮西, 久美子
Citation	大阪大学言語文化学. 1998, 7, p. 161-174
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/78072
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

国語と普通話

—政策としての文字改革—*

宮西(藤井)久美子**

在中國，中華民國時期的“國語”與中華人民共和國成立後的“普通話”均可稱為國民的共同語。一般認為“國語”與“普通話”在語法、詞匯、句法表現上併無區別。然而“國語”為中華民國政府所推行的語言政策，“普通話”則為中華人民共和國政府制定併實行的語言政策，因而“國語”與“普通話”雖具有某些共通點，但其性質却不盡相同。

中華民國成立之初，為強化國家統治，制定統一語言的政策成了當務之急。當時的民國政府及一部分學者認為歐美各國近代化的原因在於使用羅馬字，因此，中國也必須推行羅馬字。因而制定併提出了一套完整的“國語羅馬字拼音法式”，併試圖將此確立為新文字，以促進中國近代化的尽早實現。政府採用了“國語羅馬字拼音法式”，將此作為第二種表音文字（第一種為“注音符號”）進行推廣，目的在於利用此種新表記法擴大漢語詞匯的使用範圍，提高漢語的使用價值。由此可見，民國時期的國語政策是基於對語言本身的改革。

1920年代後半，瞿秋白接受了蘇聯為勞動大眾所宏範使用的語言政策的影響，創立了“拉丁化新文字”方案，試圖以此推進普通民衆的識字運動。當時在中國引起了一場有關“文藝大眾化”及“大眾語”的爭論。當時的中國共產黨政府根據“拉丁化新文字”方案，在革命根據地延安開展了大眾化的識字教育運動。此後不久，中國共產黨政府根據普通民衆掌握漢字的要求在延安推廣了一場漢字識字運動。中華人民共和國成立以後，中國政府為強化語言政策，在推廣大眾化的識字運動的基礎上，積極制定併實行了“普通話”、“漢字簡化方案”、“漢語拼音方案”等一系列文字改革。可見，“普通話”是立足於為

*國語與普通話—以語言政策為視點—（宮西(藤井)久美子）

**言語文化部非常勤講師

使普通民衆掌握文字而實行的語言政策。

1 はじめに

国語と普通話は、それぞれ、中華民国と中華人民共和国で、「人々が共通して用いる言語」¹⁾として制定された言語の名称を指す言葉である。国語と普通話は、文法・語彙・構文等の点では大差ない。中国大陆では中華民国の後中華人民共和国が建国され、国家の変遷に伴い、「人々が共通して用いる言語」の名称も国語から普通話へと変更された。従来、国語と普通話という言葉は、国家による名称の違いであるとして、特に注意を払うことなく扱われてきた。しかし、国語が国民党率いる中華民国の言語であり、普通話が共産党率いる中華人民共和国の言語であることを考えると、両者には、国家による単なる名称の違いだけでなく、注意を払うべきさらに重要な相違点があると思われる。

「文字改革」という言葉は、中国では文字のみの改革を意味していない。言語に関する、文字（表記）、音声面の改革のみならず、方言が多様な中国においては共通して用いる言語の選定をも含んでいる。「文字改革」は、一般的に、1. 共通して用いる言語の制定、2. 中国語を表記するための表音文字の作成、3. 漢字の簡略化、の三つに大別できる。「文字改革」の中でも、最大の論点であり続けたのは、第2である。何種もの中国語の表音文字が考案され検討された。その中でも、「国語ローマ字」と「ラテン化新文字」は、現在中華人民共和国で用いられる漢語拼音方案のもととなった代表的存在である。この二つの表音文字は共に、1920年代から30年代にかけて考案された。しかし、国民党の政策に取り込まれた「国語ローマ字」と、ソ連の言語政策の影響を受けて考案され共産党によって広められた「ラテン化新文字」とでは、その性質は異なる。それはまた、共通して用いる言語として制定された、国語と普通話の性質とも関連している。

¹⁾ 一般的には、共通語或いは標準語、と呼ばれることが多い。共通語と標準語は、日本語では次のように定義されている。「共通語は現実であり、標準語は理想である。共通語は自然の状態であり、標準語は人為的につくられるものである。したがって、共通語はゆるい規範であり、標準語はきびしい規範である。言い換えれば、共通語は現実のコミュニケーションの手段であるが、標準語はその言語の価値を高めるためのものである。」(柴田武敏筆、『国語学大辞典』による)。本稿では、両者の定義に使用されたこうした概念を、言語政策を比較対照する上で一視点としたい。したがって、ここでは「人々が共通して用いる言語」と記述しておく。

本稿では、「国語ローマ字」と「ラテン化新文字」という表記面での改革法に着目し、各々の成立の意図、果たした役割を比較検討する。「国語ローマ字」と国語、「ラテン化新文字」と普通話には密接な関係があると思われるので、「国語ローマ字」と「ラテン化新文字」の違いを明らかにすることで、国語と普通話の違いについても明らかになると考える。方法としては、それぞれが政策を実施する上で何を最も重視しているのかに着目し、国語と普通話がどのような異なる政策意図を帯びているのかを明らかにしたい。

2 中華民国の国語

2.1 国語の成立

清が弱体化し中国の領土が脅かされるようになったのは、欧米、日本などの帝国主義にさらされたからである。それ故、中華民国では建国と同時に国家の近代化が課題となった。孫文は「中国の鉄道計画と民生主義」を発表し、特に国語統一問題に言及した。言語の統一（国語統一）と国家の統一とは非常に密接な関係を持つと考えたのである。

中華民国では、国家統一のための国語統一のために、まず国語を確立することが必要であった。中華民国は、1912年の成立と同時に言語政策を実施し、まず最初に音声面の統一に取り組んだ。翌13年には、国語統一の推行方法を討議するため読音統一会が開催された²⁾。読音統一会は各省の代表を集め審議を行い、6500余字の国音（老国音）を決定し、同時に「注音字母」の正式採用を決めた。「注音字母」は、王照の『官話合声字母』と同じく漢字筆画式文字であるが、政府によって認められた初めての表音文字である。1918年の「教育部公布注音字母令」では、「注音字母」は国音を表現するための表音文字、補助手段であると規定された。政府は、まず国音を選択決定しそれを「注音字母」で表現することで、音声面の統一を図ろうとした。

政府は言語政策の重要課題として国語統一政策を挙げていたが、建国後間もない時期には、国語がどういう言語を指すのか明確ではなかった。中国語には、知識人の間のみではあるが地域を越えて広く用いられる文言と呼ばれる書記言語が

²⁾ 「全国読音統一会」での審議、決定の概略については、拙稿（藤井久美子著）「中華民国の国語政策」『大阪大学言語文化学』vol.3、1994年、7～8頁参照。

あり、一応表記面では比較的標準化（standardization）されていた。従って、国語の表記法としてはとりあえず文言を用いることが可能であり、政府は表記面での統一・改革は急務ではないと考えた。一方、音声面では、官話の存在は認められるものの多様な方言が存在することから、国語を確立する作業の一つとして音声面の統一に取り組む必要があった。政府は、国語というものによる統一を唱えると同時に、その国語の実体を作り上げていこうとしていたのである。

2.2 「国語ローマ字」成立の背景

中国語の表記法改革に、初めて本格的にローマ字を導入したのは、1906年の朱文熊の『江蘇新字母』である。朱は自序で、「私は世界に未だかつてない新しい文字を創り出すよりは、世界で通用している文字を採用する方がよいと考える。そういうわけで、ヨーロッパ語の「ラテン文字」を取り入れ、…新文字とし、我が国で広く受け入れられる文字として用いる。まず試みに江蘇でこれを用いてみる」³⁾と述べている。

漢字の改革の中でも、ローマ字による表記法は、ローマ字の持つ国際性ゆえに、漢字廃止論につながりやすい。中華民国成立以降、まず音声面での国語統一が検討され、また文学革命によって言文一致が唱えられた。しかし、次第に、漢字の複雑さや特殊性と比較して、ローマ字の単純さや普遍性が意識されるようになった。一方、社会は依然として伝統的で国家の近代化は進展しなかった。そのため、中国においても、ローマ字を欧米列強の優位の象徴とし、漢字を国家の近代化に害をなすものと考えた人々が出てきた。こうした意識の一つの高まりが、1923年の国語研究会会報『国語月刊』の『漢字改革号』である。

『漢字改革号』にはいくつかの論文が掲載されているが、その中でも、「漢字革命！」の著者銭玄同は、日本への留学経験を持ち日本の国字問題にも詳しい。1918年、彼は『新青年』に「中国今後の文字問題」を発表しエスペラントの採用を主張した。孔子以来の伝統的文化を否定し、伝統の打破、新時代への適応のためには、それを後世に伝えてきた漢字、ひいては中国語そのものを廃止しなければならないと考えたからである。あまりに過激で早急な中国語廃止論はその後言われなくなったが、彼のローマ字に対する信仰は変わらず、次には中国語のラテ

³⁾ 周有光 1979 『漢字改革概論（第3版）』文字改革出版社、38頁。

ン化を目指すこととなった。それが漢字否定論の典型といわれる「漢字革命！」である。漢字の罪惡を述べ、世界的な字母であるローマ字母を採用すべきであると言った。さらに次のように述べている。「中国は世界文化から取り残されてはならない。手をつくして国語の貧困と欠陥を救うべきだとすれば、また無制限に外国のことばを取り入れ、かつ国語の中に直接原語を書き込むことを主張するとすれば、国語をローマ字形式の字母で綴るよりはかかはない。これが「漢字之根本改革的根本改革」(漢字の根本的改革と考えられてきたものを根本的に改革する)を主張する理由である」⁴⁾。錢玄同は、ローマ字の採用によって先進諸国の文化を取り入れることができれば、中国も近代化を成し遂げることができると考えた。錢玄同が考える根本的改革とは、国語は漢字という表記法を用いる限り根本的な改革をしたことにはならないので、漢字を捨てローマ字で以て国語を表記するというものである。国語をローマ字で表記することは、国語の使用範囲の広がりを意味すると考えられる。

2.3 「国語ローマ字」が国語に果たす役割

「漢字改革号」が発刊された1923年、国語統一準備会第五次大会は「国語羅馬字拼音研究委員会」を組織することを決議した。その11名の委員の中には、錢玄同や趙元任も含まれている。その後、1926年9月に研究委員会は「国語羅馬字拼音法式」(「国語ローマ字」)を採択したが、当時の教育部は公布を認めなかったので、やむを得ず国語統一準備会の名で公布した。「国語羅馬字拼音法式」が政府から正式に公布されたのは1928年の9月である。以下で、国語統一準備会と大学院(南京政府による、一時的な教育部の名称変更)から「国語羅馬字拼音法式」が公布された際のそれぞれの布告を検討する。

まず、「教育部国語統一籌備会布告(教育部国語統一準備会布告)」⁵⁾は冒頭で、「国際的な理解を増加し時代の要求にこたえるためには、国語の表音にローマ字を用いる便利さと必要性を認識するべきである」と述べている。さらに「近ごろ東西の文化が互いに流入し、西洋の著述では新たな名称が益々増えて、人名・地名以外に専門用語もまた音訳が多い。とすれば、このことの関係は重要であり、日常生活や国際交流という諸事にとどまらない」として、教育・コミュニケーション

⁴⁾ 『漢字改革号』 1923 中華民國国語研究会 上海 中華書局、22頁。

⁵⁾ 周前掲書、69-71頁。

ン・商工業の各界でローマ字表記の必要性があれば、この「国語ローマ字」を用いるようにと述べた。漢字では表記し得ない外来語が増加するにつれて外来語表記法の必要性が高まったが、まだ標準的な表記法がなかったために混乱も生じていた。そこで、「国語ローマ字」を国語のローマ字表記法として確立しようと考えたのである。

大学院から正式に公布された際の「大学院布告」⁶⁾には、「しばらくは国音字母第二式として一切の表音に用いてよからう。それはまことに国語統一にとっては大きな助けとなるであろう。」とあり、「国語ローマ字」が国音字母第二式⁷⁾として公認されたことがわかる。「国語ローマ字」を漢字に代わる新文字として推進していた人々にとっては、「国語ローマ字」が「注音字母」と同じく国音統一のための手段となったことは非常に不本意であった。しかし、「国語ローマ字」を政府が初めてローマ字式表音方案として公認したことは、新たな表記法を持つことによる中国語の使用範囲の広がりを意味し、結果として中国語の価値を高めることになったと考えられるのである。

2.4 国語政策の視点

「国語ローマ字」は集团的に考案されたローマ字式表音方案として初めて政府の公認を得た。その理由としては、以下のような特徴を有していたからだと考えられる。まず第一には、単語の分かち書きの規則を明確に定め、正書法に技術的向上が見られたからである。第二としては、ローマ字以外の特別なアルファベットや記号を用いなかったこと、第三としては、北京語に基礎をおいた⁸⁾こと、そして第四には、声調を示す特別な符号を用いなかったこと、である。表記面について検討すると、まず第一の特徴から、「国語ローマ字」を、単語レベルではなく文章レベルで明確な規則を持った表記法にしようとしていたことがわかる。第二・第四の特徴からは、使用する文字をアルファベットの文字体系に限定することで特殊な知識を必要とすることのないようにし、一方、正確を期すためにアル

⁶⁾ 周前掲書、71頁。

⁷⁾ 「注音字母」が国音字母の第一式である。

⁸⁾ 1913年の「読音統一会」で、投票により定められた国音を旧国音という。旧国音には一貫性がなくそのために普及が難しかった。そこで、1924年には、国語統一準備会が改めて北京語音を標準と決定し、これ以降北京語音が国音（新国音）となった。

ファベットを使って声調を表そうとしたことが明らかになった。このような検討から、「国語ローマ字」は、国語を厳密にローマ字化しようとして考案されたものであるといえる。

「国語ローマ字」は、その名前からも明らかなように、国語のためのローマ字であり、国語の標準音（国音）を示し、また国語を書き表そうとして考案された文字である。中国語は、漢字という表記法を用いるがゆえに中国の近代化を妨げる要因であると思われる。しかし、国語は、「国語ローマ字」という新たな表記法をもつことによって、以前よりも有用な言語になったと考えられる。中華民国における文字改革の議論の検討から明らかになったことは、中華民国では国語を国家統一のシンボルとして重視していたので、中華民国の国語政策にとっては国語の確立が重要であり、国語という言語そのものに政策の視点がおかれていたということである。従って、国語は、より高い価値（厳密な表記法の体系を持つ・広範囲での使用が可能である）を持つことが重視され、また理念として求められたのである。

3 中華人民共和国の普通話

3.1 ラテン化新文字成立の背景

瞿秋白は、北京時代（1917～20）に、すでに中国語のラテン化文字を考案していたと言われる⁹⁾。だが、完成し発表されたのは、1929年のソ連においてだった。したがって瞿秋白の「ラテン化新文字」考案には、当時のソ連の状況が強く表れていると考えられる。以下では、まず1920年代から30年代のソ連における言語をめぐる動きに検討を加えたい。

建国後間もないソ連では、1917年11月のレーニンの「ロシア諸民族の権利宣言」での主張を実現するべく、レーニン主義的民族政策といわれる政策が実施されていた。諸民族の平等を保証し、特定の言語に国家語¹⁰⁾の地位を与えず、諸民族の言語の平等を原則とした。民族政策は「コレニザーツィヤ（土着化）」と呼ばれ、言語政策にも反映された。民族の居住地域においては、民族語が公用語

⁹⁾ 鄭林曦 1959 「五四運動促進了漢字改革」『中國語文』82、151-154頁。

¹⁰⁾ 田中克彦 1991 「Ⅲ カール・カウツキーと国家語」『言語からみた民族と国家』参照。

として認められ、また民族語による教育が保証された。これは全連邦で実施された。この頃のソ連の言語政策は、レーニンとスターリンの思想に拠るところが大きい。レーニンは国家語の強制を民族の分離、独立を促す要因であると位置づけ、強制には否定的であった。ただ、資本主義や民主主義の発展の結果、ロシア語は自然に国家語の地位を占めるであろうと示唆した。一方、「内部に幾多の言語が存在することは、オーストリアやロシアの全一性を妨げるものではない」¹¹⁾というスターリンの言葉も、この時代の言語政策を裏付けている。

上記のような理念に基づいて、少数民族に対して、ラテン文字による正書法の確立、文章語の発展が求められた。実際に1920年代、約70の非ロシア民族に対して、ラテン文字に基づくアルファベットの採用が実施された(ソ連の文字改革)。この約70の非ロシア民族の一つが漢民族であり、ソ連国内において中国語のラテン化が推進されたのである。

3.2 「ラテン化新文字」の成立

非ロシア民族の言語のラテン化をふまえ、1928年にレニングラードの科学アカデミー付属東洋学研究所で中国語のラテン化研究が始まった。同年、瞿秋白は中国共産党駐ソ代表としてソ連に赴き、以前の訪ソで知り合ったコロコロフと共に、中国語のラテン化研究に取りかかった。すでにラテン化文字の考案に取り組んでいた瞿秋白は、1929年に最初のラテン化字母に関する著作『中国拉丁式字母草案』を中国労働者共産主義大学からコロタイプ版で200部発行した¹²⁾。その後は、当時ソ連にいた呉玉章をはじめとする中国共産党員、ソ連の中国学者ドラグーノフらを加え、さらに共同研究が進められた。『中国拉丁式字母草案』の共同修正を経て、1930年には瞿秋白のラテン化字母に関する有名な著作『中国拉丁化的字母』(日付は、1929.10.10)が出版された。1930年に、ソ連各民族新文字中央委員会(全ソ新字母委員会)は中国語のラテン化字母を批准し、最終決定とした。

1931年9月に中国文字ラテン化第一次代表大会がウラジオストックで挙行された。中国文字ラテン化第一次代表大会は、中国国内の言語政策とは全く別に、

¹¹⁾ 『スターリン全集』第2巻(大月書店、1952)、326頁。

¹²⁾ 史萍青(A. Г. Шпринцин)「很少人知道的瞿秋白的一部著作」(南山訳)『中国語文』1961-9、24頁。

ソ連においてラテン化政策の一環として中国語に対して実施されたものである。ただ、共同研究者として七名の中国共産党員が参加していた。瞿秋白の『中国拉丁化的字母』を基に討論が行われ、「中国漢字拉丁化的原則和規則」が正式に中国語の新文字方案となった。「規則」としては、字母、ローマ字表記の規則と書き方の規則が定められた。13条の「原則」¹³⁾からは、中国語のラテン化新文字がソ連ではどのように捉えられていたかについて知ることができる。以下、重要と思われる5項目について検討を加える。

- (1) 大会は、中国の漢字は古代と封建社会の産物であって、すでに、統治階級が苦勞している群衆を圧迫する道具の一つになってしまい、広大な人民の識字の障害となり、現在の時代に適合しないものになってしまっていると考える。
- (3) 真に通俗化、労働大衆化した文字を作らねばならない。
- (7) 中国古来の「文言」は、中国の統治階級の言語であり、労働群衆の活発な言語とはかけ離れている。文言を学ぶ困難さは漢字そのものを学ぶのに劣らない。こうした特権者の言語は中国の労働群衆が普遍的に字を識る上で「万里の長城」になっている。それ故、中国の漢字ラテン化を実現する文字革命のために闘争することは、同時に、労働群衆に接近し労働群衆にはっきりとわからせる、新しい言文一致の文学革命のために闘争することでもある。
- (9) 大会は、資産階級のいわゆる「国語統一運動」に反対している。したがって、どこか一地方の音を全国の標準音とすることはできない。…
- (13) ラテン化の出発点は労働者の生活に基づく言語にあるので、中国の方言研究工作是、文化的、政治的意義において一番重要である。大会は、各方面から中国の方言を研究し、この研究工作进行を広く発展させることはきわめて必要であると考ええる。

群衆、大衆、労働者といった言葉は、こうした一般民衆¹⁴⁾を統治階級、資産階級とは区別して表現している。ソ連の社会主義革命においては民衆の力が重視

¹³⁾ 「中国新文字十三原則（第一次中国新文字代表大会決議）」 倪海曙編 1949 『中国語文的新生—拉丁化中国字運動二十年論文集—』時代出版社、54-55頁。

¹⁴⁾ 一般的に、大衆や民衆と呼ばれるような社会の大多数をしめる人々を指す。中国には、知識人と呼ばれる層があり、そうした一部の人々が統治階級、資産階級となった。

された。共産党による社会主義国家建設には民衆の力を団結させる必要があり、そのためには民衆の生活に基づく民衆のための言語が必要であった。中国語のラテン化はソ連の言語政策に基づいて実施されたものである。従って「ラテン化新文字」は民衆に基づく言語であり、ソビエト共産党が重視した民衆本位の方向性を持っていると考えられる。

3.3 瞿秋白と「ラテン化新文字」

瞿秋白は二度の訪ソを経て、当時の中国人の中でもソ連の社会主義国家成立の過程に詳しい人物であったと思われる。没落した封建士大夫階級に生まれた瞿秋白は、社会問題の核心は貧富の差にあり、社会の不公平をただす必要があると痛感していたという¹⁵⁾。彼は初めて訪れたモスクワで中国共産党に入党し、1927年には政治局常務委員として中国共産党を代表する立場になった。こうした経緯から、瞿秋白はソ連の言語政策理念に強い影響を受けたと考えられる。

1930年にソ連から帰国した瞿秋白は、その後、中国国内で「ラテン化新文字」の普及に携わることはなく、「無産階級の革命文学」を目的として1930年に結成された「左翼作家連盟」に指導者として参加した。「左翼作家連盟」は、文芸大衆化の問題を取り上げ、また、文学革命以後の「国語」の問題に焦点をあてたので、瞿秋白も文芸大衆化論争に加わるようになった。

瞿秋白は、文芸大衆化に関する著作を多く残しているが、文字に関するものとしては唯一「新中国の文字革命」¹⁶⁾がある。この中の「第一 文字革命の目的と意義」では、「新中国の文字革命とは、漢字と文言を完全に排除し、ローマ字と表音制度を採用して、一種の新式の中国文、すなわち数億の群衆が運用でき、学びやすく、かつそれにより高度の学術文化生活に参加できる、そのような文字を作り上げることである」と述べている。さらに、「漢字を排除する目的は、簡単でわかりやすく、明瞭かつ豊かな文字を作り、数億の群衆が科学的方法によって最短期間でこうした文字を運用できるようにすることである」と述べて、「新式の中国文とは、まことの白話文にかなり改良を加え、ローマ字で書き表したものである」と主張した。瞿秋白の考えた文字革命とは、「ラテン化新文字」を用いて中国語を表音化することで数億の民衆に言語をもたらし、そして高度な学術文

¹⁵⁾ 周永祥 1992 『瞿秋白 年譜新編』学林出版社参照。

¹⁶⁾ 『瞿秋白文集 文学編』第3巻 人民文学出版社、280-315頁。

化生活に参加できるようにする、というものだった。瞿秋白にとっては、「ラテン化新文字」そのものよりも民衆が言語を獲得することの方が重要だったのである。瞿秋白が民衆を重視したのはソ連の言語政策の影響を受けているからだと考えられる。こうした瞿秋白の文字改革に対する理念は、民衆を重視することから共産党的とも言えることが明らかとなった。

3.4 「ラテン化新文字」と識字教育

文芸大衆化論争は、その後、大衆語¹⁷⁾論争を引き起こした。大衆語の理念は瞿秋白と同じ方向性をもっていたので、中国共産党の革命根拠地(辺区)では、大衆語の実践として「ラテン化新文字」による識字教育が実施された。

1940年1月に、毛沢東は「新民主主義論」の中で「文字は必ず一定条件の下で改革しなければならないし、言語は必ず大衆に近づかねばならない」¹⁸⁾と主張した。この言葉が裏付けとなって「ラテン化新文字」による教育は盛んになり、11月には陝甘寧辺区新文字協会が成立した。その組織縁起には、「当面我々がなすべきことは、新文字を用いて非識字者を教育することであり、彼らが最短時間で新文字を用いて政治と科学を学んだり、さらに新文字を使って漢字を学習することができるようにすることである」¹⁹⁾とある。さらに、新文字協会成立大会で、呉玉章は「我々が非識字者をなくすには新文字によるしかなく、漢字ではこの任務は担えない」²⁰⁾として、「ラテン化新文字」によって多くの群衆を教育する必要があると報告した。1941年1月1日からは、布告によって新文字は漢字と同等の法律上の地位を持つとされた。しかし、新文字協会第一次年会(1941.12)では、すでに新文字教育に対して疑問がもたれ始めている。呉玉章は自ら新文字運動のもつ三つの誤り²¹⁾を挙げて、共産党の言語政策が「ラテン化新文字」に固執して広い視野を失っていたことを批判した。その後1942年以降、陝甘寧辺区では、民衆からの要求もあり漢字による識字教育が実施された。

中国共産党は革命根拠地での識字教育を、はじめは新文字によって、後には漢

¹⁷⁾ 1934年に、陳子展が「文言・白話・大衆語」の中で提唱した。大衆語とは、大衆が話すことができ、聞いて理解でき、読んでわかる言語や文字のことである。この大衆語が何を指すのかが議論となった。

¹⁸⁾ 『毛沢東選集』第2巻 人民出版社、668頁。

¹⁹⁾ 倪編前掲書、282頁。

²⁰⁾ 呉玉章 1978 『文字改革文集』中国人民大学出版社、9頁。

²¹⁾ 1. 閉鎖主義(閉門主義) 2. セクト主義(宗派主義) 3. 主観主義(主観主義)である。

字によって行っている。このことは、「ラテン化新文字」による教育を目指していた共産党にとっては、一見、方向転換のようにも受け取れる。しかし、1941年に共産党の言語政策を代表する立場から呉玉章が述べたように、共産党は政治的対立によって「ラテン化新文字」に固執していただけであった。1940年の毛沢東の言葉、さらに陝甘寧辺区新文字協会成立時の理念からは、1940年代始めの中国共産党の言語政策が、やはり民衆、特に非識字者を重視していたことがわかる。共産党による言語政策において最も重視されるべきは民衆であることが明らかとなった。従って、「ラテン化新文字」による識字教育も、漢字による識字教育も、民衆本位という共産党の共通した理念に基づいていると考えられる。

3.5 中華人民共和国の言語政策

中華人民共和国成立後、国家の言語政策として強力に推進された文字改革は、普通話、漢字簡化方案、漢語拼音方案の三つに大別される。漢字簡化方案は革命根拠地で実施されていた漢字による識字教育の流れをくんでいる。中華人民共和国におけるラテン化文字として考案されたのが漢語拼音方案である。漢語拼音方案は主に「国語ローマ字」と「ラテン化新文字」を基に考案された。方案の体系を構築するという点では両者は共に大きな貢献をしている。ただ、共産党主導の文字改革であるという点から、漢語拼音方案は「ラテン化新文字」の影響をより強く受けていると考えられる。

普通話は、1955年10月に開催された第一次全国文字改革会議で初めて、北方方言を基礎方言とし北京語音を標準音とする漢民族共同語である、と定義された。この会議では主に漢字の簡略化と普通話の普及が議論され、漢字の表音化のためにはまず普通話を普及させる必要があると報告された。さらに、1958年1月になって、周恩来総理は政治協商会議全国委員会で『当前文字改革の任務（当面の文字改革の任務）』と題する報告を行い、「当面の文字改革の任務は、すなわち、漢字の簡略化・普通話の普及・漢語拼音方案の制定と推進である」²²⁾と述べた。漢字の簡略化は漢字の読み書きの困難を減らすことになり、漢語拼音方案の制定と推進は、表音文字利用による漢字学習の効率化の推進となると考えられた。周恩來のこの報告をうけて、翌2月、呉玉章文字改革委員会主任は、人民代表大会で、「漢語拼音方案は漢語拼音文字ではない。漢語拼音方案の主要な用途は、漢

²²⁾ 『光明日報』1958.1.11、また、『文字改革』1958-2、1-6頁。

字に注音し、普通話を書き表して、識字を助け、読音を統一し、普通話を教えることにあり、その目的は多くの人民が漢字を学習して使用するのに役立つこと、ならびに漢語の統一をさらに促すことにあり、決して漢字に取って代わろうとするものではない²³⁾と述べた。

中華人民共和国成立直後の文字改革論争では、共産党政府時代に行っていた言語政策の継承と、国家となったがゆえの、言語政策に対する新たな必要性が議論された。共産党による中華人民共和国の言語政策が、共産党政府時代のものと比べてやや規範的であるのは、一革命勢力であったものが中華人民共和国という国家を成立させたからだと考えられる。中国共産党の言語政策は、「ラテン化新文字」考案の背景となったソ連の言語政策からスタートしている。さらに、革命根拠地での識字教育へと受け継がれ、中華人民共和国の言語政策へとつながる。これら共産党による一連の言語政策を検討すると、共産党政府時代と共通して中華人民共和国成立後の議論からも読みとれるのは、民衆に対する識字教育の重要性の観点である。国語政策のように言語そのものに着目していたわけではないと考えれば、民衆のための文字がアルファベットから簡化漢字に代わったとしても問題はない。このように、共産党による言語政策は、いかに民衆に文字を獲得させるかに重点をおいており、従って、普通話は民衆本位であったと言えるのである。

4 結語

本稿では、従来文字改革研究の枠組みでとらえられていた国語と普通話を、言語政策（党としての政策を含む）という観点から再検討した。国語政策では、中華民国は国語の確立のために国語そのものの改革を試みたことが明らかとなった。国語は、国家統一のシンボルとして、より高い価値（厳密な体系・広範囲での使用）を持つことが重視され、また理念として求められたのである。一方、共産党の言語政策は、ソ連に端を発する民衆重視の政策である。中華人民共和国の言語政策は共産党によるものであるので、文字そのものではなく、その文字を使う民衆に着目した政策であると言える。従って、中華人民共和国の言語政策理念に基づいた普通話が理念として最も重視したのは、民衆の文字獲得・使用である。

本稿は、国語、普通話共に、言語政策の比較的初期の段階について考察したも

²³⁾ 「關於当前文字改革工作和漢語拼音方案的報告」『文字改革』1958-3、2-8頁。

のである。また、今回は、「国語ローマ字」と「ラテン化新文字」という表記面からの検討のみで、音声面からの検討は行っていない。従って、今後は、以前行った中華民国の国語政策研究を加え、長期的に時代を捉えて言語政策理念の変遷を探り、また、音声面についても検討・考察を行う予定である。政策を実施する上での中国語の特徴が明らかになると思われる。

主要参考文献

- 呉玉章 1978 『文字改革文集』 中国人民大学出版社
周有光 1979 『漢字改革概論 (第3版)』 文字改革出版社
真田信治 1987 『標準語の成立事情』 PHP 研究所
クルマス, F. 1987 『言語と国家—言語計画ならびに言語政策の研究—』 岩波書店 (山下公子訳)
田中克彦 1991 『言語からみた民族と国家』 岩波書店
大原信一 1994 『近代中国のことばと文字』 東方書店
イ・ヨンスク 1996 『「国語」という思想』 岩波書店
大原信一 1997 『中国の識字運動』 東方書店